様式第２号（第５条関係）

番　　　 号

年　　月　日

　　　　　　　　　　　様

鳥取県知事

○○年度鳥取県農業経営法人化支援総合事業費補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書

　　　年　　月　　日付（番号）の交付申請書兼実績報告書兼請求書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県農業経営法人化支援総合事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和３２年鳥取県規則第２２号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、昭和３２年鳥取県規則第２２号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第１８条第１項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第８条第１項及び規則第１８条第１項の規定により通知します。

記

１　対象事業

本補助金の対象事業の内容は、「農業経営法人化支援総合事業」とし、その内容は、交付申請書兼実績報告書兼請求書に記載されているとおりとする。

２　交付決定額等

　　本補助金の算定基準額、交付決定額及び確定額は、次のとおりとする。

　（１）算定基準額　　　　　金　２５０，０００円

　（２）交付決定額　　　　　金　２５０，０００円

（３）確定額　　　　　　金　２５０，０００円

３　補助規程等の遵守

　　本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

また、本補助金が間接国費補助金に該当するものであり、その収受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和３１年農林水産省令第１８号）、農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（令和３年３月２６日付２経営第2988号農林水産事務次官依命通知）の規定に従わなければならない。